

# 厚生連広島訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第一条 厚生連広島総合病院は地域の中核病院として果たすべき役割に則り、地域住民のニーズに応え在宅ケアの支援をするために訪問看護事業・介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という）を行う。

2. この事業は介護保険法及び老人保健法、医療法等の基本理念に基づき、疾病又は負傷等により要介護状態になった場合において、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指すことを目的に当事業所の看護師等が訪問して看護を提供する。

## (運営の方針)

第二条 訪問看護事業の実施にあたっては関係市町、地域の保健、医療、福祉サービス関連機関との連携をはかり協力と理解のもとに適切な運営をはかるものとする。

2. 事業者は運営会議を設置し事業の運営上必要な事項を適時協議する。

## (事業所の名称等)

第三条 訪問看護事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

(ア) 名称：厚生連広島訪問看護ステーション

(イ) 所在地：広島県廿日市市地御前1丁目3番3号

## (職員の職種、員数、職務内容)

第四条 厚生連広島訪問看護ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：看護師1名（常勤）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、管理者不在の際は訪問看護ステーション主任がその任を担う。

(2) 訪問看護師：保健師1名（常勤1名）、看護師5名（常勤5名）で行う。看護師等は、指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第五条 厚生連広島訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。

ただし国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 営業時間以外の訪問看護については別途定め、対応する。

## (通常の事業の実施地域)

第六条 通常の事業の実施地域は廿日市市（佐伯地区、宮島地区、吉和地区を除く）

とする。

(訪問看護の提供方法)

第七条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

利用者がかかりつけ医に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(訪問看護の内容)

第八条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状、障害、全身状態の観察
- (2) 身体の清潔の保持
- (3) 褥瘡の処置及び予防
- (4) 食事の援助
- (5) 排泄の援助
- (6) 機能訓練及び援助
- (7) ターミナルケア
- (8) カテーテル等の管理及び交換
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) その他医師の指示による医療的処置

(緊急時における対応方法)

第九条 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。主治医の連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講ずる。

2. 看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに主治医、管理者に報告する。

3. 管理者は内容により事業者速やかに報告する。

(利用料)

<介護保険の場合>

第十条 指定訪問看護を提供した際にはその利用者から利用料の一部として介護保険の法定利用料に基づく金額を請求し受領する。介護保険外のサービスとなる場合は居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得て全額自己負担とする。交通費は通常のサービス地域を越える場合のみ当該事業所が規定する交通費を請求する。

(費用の額は別紙(様式1)に記載)

<医療保険の場合>

第十一条 老人保健法および健康保険法に相当する指定訪問看護を提供した場合は基本利用料として国が規定する費用の額を請求し受領する。その他の利用料として休日、時間外、交通費等に係わる当該事業所が規定する費用は説明の上同意を得て請求し受領する。(費用の額は別紙(様式2)に記載)

(利用料の請求・支払方法)

第十二条 利用料は利用月毎の合計金額を翌月請求する。支払方法は原則として口座振替とし、特別な事情がある場合は支払指定口座への振り込み、若しくは現金支払いとする。また、正当な理由がないにもかかわらず、利用月から2カ月以上遅延し、さらに支払の督促の14日以内に支払が無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分を徴収する。

(契約書)

第十三条 訪問看護を開始するにあたりあらかじめ利用者や家族に対しその趣旨の理解を得ておくと同時に当事業所の居宅サービス契約書2部作成し1部は利用者、1部は当事業所が保管する。

★その他運営についての重要事項

(看護師等の勤務体制)

第十四条 勤務体制は通常の営業時間内とするが24時間体制の待機制とし利用者やその家族の要請があれば何時も訪問看護できる体制とする。

(事故発生時の対応)

第十五条 看護師等が訪問看護の提供により事故が発生した場合は速やかに主治医、利用者の家族、管理者、市町、利用者の係わる居宅介護支援事業所に連絡するとともに迅速に必要な処置を講じる。

2. 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第十六条 当事業所は利用者やその家族からの相談窓口を置き、いつでも対応できる体制をとっておく。

2. 当事業所は提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に迅速、適切に対応する。また市町からの照会や調査に協力するとともに、指導助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行う。

(個人情報の取り扱いについて)

第十七条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第十八条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 指針の整備
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 虐待を防止する対策を検討する委員会の定期的な開催、結果の周知
- (6) これらを担当する担当者の選任

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第十九条 事業所は、利用者の身体拘束について次のとおりとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第二十条 事業所は、適切な訪問看護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（以下、ハラスメント）を防止するために次の措置を講ずる。

- (1) ハラスメントを防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 相談窓口の設置とその周知

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第二十一条 事業所は、感染症の発生及びまん延等を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 指針の整備
- (2) 委員会の開催
- (3) 研修・訓練の実施

(業務継続計画（BCP）の策定)

第二十二条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するために次の措置を講ずる。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 研修・訓練の実施

(オンラインツール等を使用した会議の開催)

第二十三条 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意することとする。

(その他)

第二十四条 訪問看護ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、又、勤務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

3. サービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書をもって同意を得る。

4. 利用者は、当事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧並びに複写物の交付を請求することができる。

付 則

この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は広島県厚生農業協同組合連合会と協議して定める。

○この規定は平成6年5月1日から施行とする。

○ 改正 平成14年 1月21日

○ 改正 平成16年 6月 1日

○ 改正 平成20年 4月 1日

○ 改正 平成22年 4月 1日

○ 改正 平成22年 9月 1日

○ 改正 平成22年12月20日

○ 改正 平成23年 4月 1日

○ 改正 平成23年 6月30日

○ 改正 平成23年10月 1日

○ 改正 平成24年 4月 1日

○ 改正 平成25年 7月 1日

○ 改正 平成26年 2月 6日

○ 改正 平成26年 4月 1日

○ 改正 平成27年 4月 1日

○ 改正 平成28年 4月 1日

○ 改正 平成28年 8月 1日

○ 改正 平成28年12月 1日

○ 改正 平成29年 4月 1日

○ 改正 平成30年 4月 1日

○ 改正 平成30年 7月 1日

○ 改正 平成30年 8月 1日

○ 改正 平成30年 9月 1日

○ 改正 平成30年 9月25日

○ 改正 平成31年 1月 1日

○ 改正 平成31年 2月 1日

○ 改正 平成31年 3月 1日

○ 改正 平成31年 3月18日

○ 改正 平成31年 4月 1日

○ 改正 令和 元年 5月 7日

- 改正 令和 2年 1月 6日
- 改正 令和 2年 2月 1日
- 改正 令和 2年 3月 1日
- 改正 令和 2年 4月 1日
- 改正 令和 2年 5月 1日
- 改正 令和 2年 7月 1日
- 改正 令和 2年 9月 1日
- 改正 令和 2年 9月 14日
- 改正 令和 2年 9月 28日
- 改正 令和 3年 1月 1日
- 改正 令和 3年 2月 1日
- 改正 令和 3年 4月 1日
- 改正 令和 6年 2月 1日
- 改正 令和 6年 4月 1日
- 改正 令和 6年 7月 1日